株式等の決済期間の短縮化に伴う業務規程等の一部改正について

2018年10月5日 株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等に関する一部改正を行い、2019年7月16日から施行します(詳細については規則改正新旧対照表を御覧ください。)。

今回の改正は、株式等の決済期間を短縮化することに伴い、所要の対応を行うものです。

Ⅱ. 改正概要

1. 決済期間

- ・有価証券オプションの権利行使により成立するオプション 対象証券の売買は、権利行使日から起算して4日目(休業 日を除外する。以下同じ。)の日に決済を行うものとしま す。ただし、権利行使日がオプション対象証券の売買に係 る配当落等の期日又は株式併合後の株券の売買開始の期日 の前日に当たる場合には、権利行使日から起算して3日目 の日に決済を行うものとします。
- ・顧客から取引参加者への金銭又は有価証券の差入期限を1 目前倒しします。

2. その他

・決済日の変更に伴い、有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済のために 貸借取引を行う場合の決済期限を1日前倒しします。

(備 考)

業務規程第37条第 4項

- 受託契約準則第19条第1項
- 業務規程第41条第2 項

Ⅲ. 施行日

2019年7月16日から施行します。

※ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2019年7月16日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日以後の当社が定める日から施行します。

以 上